

## 鋼製砂防構造物に関する点検手法及び健全度評価結果について

八千代エンジニアリング株式会社 ○長塚結花、横尾公博、児玉龍朋、関基  
国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 吉川契太郎、真野拓司、村井瞳

### 1. はじめに

砂防施設は、出水や地震などの外的要因による損傷や時間経過による劣化が生じる一方で、求められる機能や性能を長期にわたって維持・確保していく必要がある。平成30年度に改訂された点検要領<sup>1)</sup>や長寿命化ガイドライン<sup>2)</sup>により、砂防施設の点検を統一した視点で実施し、適切な維持管理や長寿命化計画の策定が求められている。

しかしながら、要領<sup>1)</sup>では砂防施設の多くを占める型式であるコンクリート構造物を主な対象としているため、現状では鋼製砂防施設の変状レベル評価や健全度評価の手法が確立されているとはいえない。

本検討では、北海道苫小牧市に位置する樽前山直轄火山砂防流域内にある既存鋼製砂防施設（計9基）を対象として、変状レベル評価・健全度評価を実施した結果を報告するものである。

点検対象施設は、現地発生土砂を中詰めした鋼製セル型砂防堰堤（セル）、鋼製ダブルウォール型砂防堰堤（DW）、越流部をセルで非越流部をDWで構成している砂防堰堤（セル/DW）の3種類である（表1）。本対象施設は、火山泥流対策であり、既往実績によると平常時に大きな外力は作用していないという特徴にある。

表1 点検対象砂防施設

No	構造	堰堤長	堰堤高	竣工年
1	セル/DW	187.5m	6.5m	H19
2	DW	76.5m	4.5m	H22
3	セル/DW	95.9m	5.0m	H22
4	DW	45.9m	4.5m	H21
5	セル/DW	176.6m	6.0m	H21
6	セル/DW	570.5m	14.5m	H17
7	セル/DW	480.1m	14.5m	H14
8	セル	342.6m	14.5m	H27
9	セル	234.0m	14.5m	H29

表2 点検項目毎の変状レベル評価設定根拠

調査項目	点検項目	変状レベルの基準		点検基準根拠の分類	設定根拠
		変状レベル:a	変状レベル:b		
水通し天端	沈下	沈下なし、もしくは軽微な沈下	沈下により壁面材の内側が部分的に露出	沈下により壁面材の内側が完全に露出	4 淀流発生時の壁面材の折れや破損に着目して設定
	摩耗	摩耗なし、もしくは軽微な摩耗	船直方向の摩耗深さがコンクリートの高さ程度未満	船直方向摩耗深さがコンクリートの高さ 程度以上	4 中詰め土砂の流亡に着目して設定
	ひび割れ	ひび割れなし、もしくは軽微なひび割れ	ひび割れはあるが、中詰め材の流出なし	水平方向ひび割れによって、中詰め材の流出が生じている	4 中詰め土砂の流亡に着目して設定
	自地の開き	自地の開きなし、もしくは軽微な開き	自地の開きはあるが、中詰め材の流出なし	自地の開きによって、中詰め材の流出が生じている	4 中詰め土砂の流亡に着目して設定
袖部	天端ゴムリート	沈下	沈下なし、もしくは軽微な沈下	沈下により壁面材の内側が部分的に露出	4 淀流発生時の壁面材の折れや破損に着目して設定
	摩耗	摩耗なし、もしくは軽微な摩耗	船直方向の摩耗深さがコンクリートの高さ程度未満	船直方向摩耗深さがコンクリートの高さ 程度以上	4 中詰め土砂の流亡に着目して設定
	ひび割れ	ひび割れなし、もしくは軽微なひび割れ	ひび割れはあるが、中詰め材の流出なし	水平方向ひび割れによって、中詰め材の流出が生じている	4 中詰め土砂の流亡に着目して設定
	天端土	沈下	沈下なし、もしくは軽微な沈下	沈下により壁面材の内側が部分的に露出	4 淀流発生時の壁面材の折れや破損に着目して設定
壁面材	摩耗・腐食	摩耗なし、もしくは軽微な摩耗	鋼材の摩耗が確認される場合	鋼材の余裕さが少ない	3 定期点検・詳細点検結果から設定
	変形	変形なし、もしくは最大水平変位が高さの2%未満	最大水平変位が高さの2%以上8%未満	最大水平変位が高さの8%以上	3 定期点検・詳細点検結果、別基準から設定
	破損	破損なし、もしくは軽微な破損	部分的な破損、断面の欠損がみられる	壁面材一部が破損・損壊している	4 中詰め土砂の流亡に着目して設定
	扉手の開き	扉手の開きなし	扉口はあるが、中詰め材の流出が認められない	扉口があり、かつ中詰め材の流出が認められる	4 中詰め土砂の流亡に着目して設定
	漏水	漏水なし、もしくは軽微な漏水	部分的に漏水している	船直部にたまに漏水、基盤庇面からの漏水、両岸地山と被防	2 点検要領（コンクリート堰堤 本体漏水）を参考に設定
	張り出し防止材	張り出しあり	張り出しが防正材の裏板により、中詰材に着干の流出が局所的に認められる	中詰材の多量の流出がいたるところで認められる	4 中詰め土砂の流亡に着目して設定
	水抜き管渠	破損	破損なし、もしくは軽微な破損	部分的な破損、断面の欠損がみられる	4 上流への漏水、中詰め土砂の流亡の着目して設定
	土砂堆積	土砂堆積なし	土砂堆積によって断面が減少（概ね25%以下）	土砂堆積によって断面が減少（概ね25%以上）	2 京阪要領（無井戸工事簿等の閉塞）を参考に設定
	静床ブロック	流出	流出なし、もしくは軽微な流出	移動・ずりによる変状がみられる	基礎地盤の状態に茶目で設定
	沈下	沈下なし、もしくは軽微な沈下	沈下が静床ブロックの基礎面に達していない	沈下が静床ブロックの基礎面に達している	4 基礎地盤の先端に茶目で設定
前庭部	摩耗	摩耗なし、もしくは軽微な摩耗	摩耗が水叩きの基礎面に達していない	摩耗が水叩きの基礎面に達している	1 点検要領（水叩き・摩耗）
	ひび割れ	ひび割れなし、もしくは軽微なひび割れ	ひび割れがブロックの幅もしくは高さの概ね1/2程度未満	ひび割れがブロックの幅もしくは高さの概ね1/2程度以上	2 京阪要領（コンクリート堰堤 本体ひび割れ）を参考に設定
	河岸	洗掘	変状なし、または軽微な洗掘	洗掘が岸壁の基礎面に達している	2 点検要領（柔流保全工 洗掘）を参考に設定
	土砂堆積	変状なし、または軽微な土砂等の堆積	一部に土砂が堆積しているが、溢水はない状態	土砂等の堆積によって、溢水している	2 点検要領（水路工 水路の土砂等の堆積）を参考に設定
共通	護岸	護岸の変状	変状なし、または軽微な変状	該当なし	2 点検要領（安全設備）
	舗装・損傷	変状なし、または軽微な変状	該当なし	2 点検要領（柔流保全工）を参考に設定	
	道路面状況	変状なし	軽微な損傷はあるが、車両通行への影響はない	路面に凹凸が生じており、安全な車両通行が困難である	4 道路の車両通行に着目して設定
	濁流構造物状況	変状なし	一部に土砂が堆積しているが、溢水はない状態	土砂等の堆積により、路面上に溢水している	2 点検要領（集水井工 基本管の閉塞）を参考に設定
構造の健常性	変状	変状なし、または軽微な変状	該当なし	2 点検要領（山腹工の損傷）	
	摩耗	変状なし、または軽微な摩耗	摩耗が基礎面に達していない	2 点検要領（柔流保全工 摩耗）を参考に設定	
	土砂堆積	変状なし、または軽微な土砂等の堆積	一部に土砂が堆積しているが、魚道構造に影響は生じていない	2 点検要領（水路工 水路の土砂等の堆積）を参考に設定	

## 2.3 変状レベル評価結果

表2に示した変状レベル評価基準に基づいて、対象9施設の点検・変状レベル評価を行った。変状レベル評価は、部位毎の評価を行う前に、点検項目毎に実施することとした。点検項目別の変状レベル評価結果は、表3に示すとおりである。

変状レベル b 評価が確認された箇所は、水通し・袖天端で 11 箇所と多く、「沈下」や「コンクリートのひび割れ」及び「目地の開き」が項目として挙げられる。壁面材では、中詰め土砂の流出はないものの「継手の開き」が 3 施設で確認された。変状レベル c 評価は、安全対策施設の損傷のみであり、砂防施設本体に関する変状は確認されなかった。

表3 変状レベル評価結果

調査項目	点検事項	設置No	1	2	3	4	5	6	7	8	9
水通し・漏水	天端コンクリート		a.	b.	a.	a.	a.	-	b.	-	-
	沈下		a.	b.	a.	a.	a.	-	b.	-	-
	摩擦		a.	a.	a.	a.	a.	-	a.	-	-
	ひび割れ		b.	a.	b.	a.	a.	-	a.	-	-
	目地の開き		b.	a.	b.	a.	a.	-	-	-	-
抽部	天端コンクリート								b.	a.	b.
	沈下								b.	a.	a.
	摩擦							-	-	a.	a.
	ひび割れ							-	-	a.	a.
	目地の開き							-	-	a.	a.
抽部	天端土									a.	a.
	沈下		b.	a.	a.	a.	a.				
本体及び 抽部	耐震材		壁面・床面	a.							
	変形		a.	a.	a.	a.	a.	b.	a.	a.	a.
	破損		a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.
	融手の開き		a.	a.	b.	a.	a.	b.	a.	b.	a.
	漏水		a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.
	取り出し防止材		a.	a.	a.	a.	a.				
水抜き装置	水抜き装置			a.							
	土砂堆積			b.							
前庭部	構成ブロック		突出						-	-	a.
	沈下								-	-	a.
	摩擦							-	-	a.	a.
	ひび割れ							-	-	a.	a.
共通	河岸		施肥	a.							
			土地埋積	a.							
	縁岸		標準的な状態	a.	-	a.	-	a.			
	安全対策施設		陥没・崩壊	a.	a.	a.	a.	a.	c.	a.	a.
	構造管理用道		道路表面状況	a.							
	路		溪流構造物状況						a.		
	周辺の地面		変状	a.							
	河岸		摩擦						a.		
			土砂堆積						a.		

3 儲金度評価

### 3. 健全度評価 3.1 健全度評価の考え方と結果

要領<sup>1)</sup>によれば、砂防施設の健全度評価は、部位ごとの変状レベルを評価した上で、流域や施設周辺の状況も踏まえ、総合的に健全度を評価するものである。例えば、砂防堰堤では、本堤基礎、水通し部、本体、袖部、前庭部の部位に区分して、それぞれの部位（水通り天端、袖天端、壁面材、水抜き暗渠、前庭部、付帯構造物）の変状レベルを評価した上で、当該砂防堰堤の総合的な健全度を評価する。

上記を踏まえ、本検討での対象とする鋼製砂防施設の健全度は、次の手順で評価した。①点検項目別の変状レベル評価のうち、最も危険側の結果を部位の変状レベルとして評価。②部位の変状レベル評価のうち、砂防施設本体（主要構造形式）の変状レベルを図1のフローに従って評価。③施設周辺の状況を整理。④上記の①～③を総合的にとりまとめて、砂防施設の健全度を評価。（①～④は図2中の数字と一致）

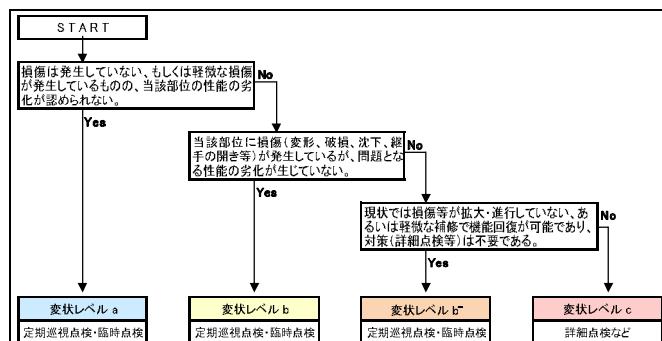


図1 主要構造形式変状レベル評価 検討フロー

健全度評価は要領<sup>1)</sup>で示されている「A：対策不要、B：経過観察、C：要対策」に準拠して評価することとした。健全度評価の結果、評価 A が 6 基、評価 B が 3 基となつた（表 4）。具体的な実施例として、施設 No.3 の健全度は、図 2 に示すとおりである。

表 4 健全度評価結果

健全度	基數	該當施設 No
A : 対策不要	6 基	No.1,2,4,5,7,9
B : 経過観察	3 基	No.3,6,8
C : 要対策	0 基	—

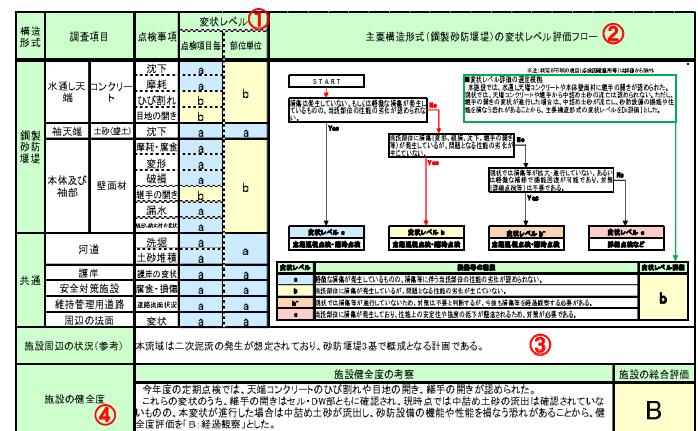


図2 健全度評価検討例（施設No.3）

### 3.2 健全度 B 評価施設の整理

砂防施設の健全度を B(経過観察)と評価した砂防施設は、No.3,6,8 の 3 施設である。当該施設で共通して確認された変状としては、砂防施設本体壁面材の「継手の開き」である。今年度の点検時においては、確認された開きから中詰め土砂の流出は認めらなかつたため、現状では中詰め土砂の流出に伴う砂防施設の機能・性能の劣化は起きていないものと考えられる。

一方で、当該砂防施設は中詰め土砂の重量で安定性を確保している砂防施設である。そのため、「継手の開き」が進行し、中詰め土砂が流出した場合は、砂防施設の安定性に必要な自重が確保されず、発災時に機能や性能を損なう恐れがある。以上のことから、「壁面材の開き」が変状レベル評価 b の施設については、健全度 B と評価し、「継手の開き」の経年的な変化や中詰め土砂の流出状況を確認することが望ましい。

4. おわりに

本検討では、鋼製砂防施設に対して、砂防施設の機能や性能の劣化現象を考慮した上で、変状レベル評価の基準を設定した。また、各砂防設備の健全度評価を行ふことで、健全度評価のプロセスを明らかとし、今後経過観察していく項目について整理した。

対象砂防施設は、平常時に大きな外力が生じていなければ、変状と竣工からの経過年数や施設規模との関係に特徴的な傾向は確認されなかった。そのため、引き続き本流域での点検データを蓄積とともに、全国の同様な形式の砂防施設点検状況や変状レベル評価の基準・健全度評価の考え方を整理し、鋼製砂防施設の点検や長寿命化計画を検討する上での課題や方針を整理することが望ましいといえる。

参考文献

- 参考文献、

  - 1) 砂防関係施設点検要領（案）H31.3 国土交通省砂防部保全課
  - 2) 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）H31.3  
　　水管理・国土保全局砂防部保全課
  - 3) 火山砂防地域における鋼製砂防構造物の点検調査及び変状レベル  
　　の評価手法 H30年度 砂防学会研究発表会
  - 4) 主に鋼材を用いた砂防施設の維持管理マニュアル R01.12.25  
　　（一財）砂防フロンティア整備推進機構